

委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けられる方へ

山形市の新生児聴覚検査補助券は、委託医療機関以外では使用することができません。このため、里帰り等により委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けた場合は、必要書類を添えて申請すると、新生児聴覚検査にかかった費用の一部を助成します。

以下をご覧ください、山形市母子保健課（山形市保健所）で手続きをしてください。

【対象者】

次のどちらかに当てはまる方

- ・ 山形市に住民票がある母が出産した赤ちゃん
- ・ 山形市に住民票がある赤ちゃん

【対象となる新生児聴覚検査】

委託医療機関以外において全額自己負担（保険適応外であること）で受けた新生児聴覚検査（原則生後28日以内での新生児聴覚検査）。初回検査のみ対象。

【補助内容】

補助上限額と実際に支払った金額を比較して、低い金額での補助となりますが、補助上限額を超えた分は自己負担となります。

検査方法	補助上限額
自動聴性脳幹反応検査（AABR）	5,000円
耳音響放射検査（OAE）	2,000円

※ 検査方法は医療機関によって異なります。

【窓口での申請方法】

申請書に以下の書類を添えて山形市母子保健課で申請してください。

申請書は母子保健課窓口にあります（山形市公式ホームページでもダウンロードが可能）。

- ① 医療機関の「領収書」（氏名、医療機関名、受検年月日、領収金額、医療機関の受領印が押されているもの）、または支払いが証明できるもの ※レシートは不可
- ② 医療機関の「診療明細書」（新生児聴覚検査の検査機器が確認できるもの）
- ③ 新生児聴覚検査補助券（産婦及び児氏名を記入したもの）
- ④ 母子健康手帳「検査の記録（新生児聴覚検査の結果が記載されている）」のページの写し
- ⑤ 通帳（補助金を振り込むための申請者名義のもの）

【郵送での申請方法】

申請書（山形市公式ホームページでダウンロードが可能）に前記必要書類①～④を添えて、山形市母子保健課あて郵送してください。

※領収書及び診療明細書の原本は受付印押印後、返却します。

【申請期限】

新生児聴覚検査を受けた日から6か月を経過した日が属する月の末日まで。

【補助金の交付】

申請受け付け後、指定された口座へ振り込みます。

【その他】

山形市公式ホームページはこちら →
(申請書様式がダウンロードできます。)



【お問合せ先】

山形市母子保健課（山形市保健所）こどもの健診・相談係

〒990-8580 山形市城南町1-1-1（霞城セントラル3階）

TEL：023-616-7039 FAX：023-647-2281

開庁日時 火曜～日曜 8:30～17:15

閉庁日 月曜・祝日・年末年始（日曜、月曜が祝日の場合は火曜も閉庁）

※閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページ
母子保健課開庁日カレンダーをご覧ください。